二、まるき自動車㈲に対する件

平成一二年（排）第六号

排除命令

三重県四日市市曙町二二番二号
まるき自動車有限会社
右代表者　代表取締役　浅尾　弘

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　まるき自動車有限会社は、別表記載の一八台の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、当該中古自動車の走行距離計を巻き戻すことにより、走行距離数

を過少に表示しているものであって、かかる表示は、中古自動車の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、中古自動車の取引に関し、走行距離数について実際の走行距離数より過少であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　1　まるき自動車有限会社（以下「まるき自動車」という。）は、肩書地に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。

2　まるき自動車は、中古自動車をディーラー等から仕入れ、三重県四日市市生桑町及び同市曙町に所在する同社の二つの展示場に展示し、また、中古自動車専門誌である「三重マイカー情報」に広告を掲載して、中古自動車を販売している。

二　まるき自動車は、平成一〇年八月以降に入荷し、平成一二年一月までの間に前記展示場に展示していた中古自動車のうち、別表記載の中古自動車一八台について、一般消費者に販売するに当たり、それぞれ実走行距離数が同表（Ａ）欄記載の数値であったにもかかわらず、その走行距離計を巻き戻すことにより、走行距離数が同表（Ｂ）欄記載の数値のとおりであるかのように走行距離数を過少に表示するとともに、別表記載の一番から一四番までの中古自動車について、それぞれ巻き戻し後の走行距離計の数値に応じ、前記中

古自動車専門誌において、走行距離数を過少に表示していた。

法令の適用

前記事実によれば、まるき自動車は、中古自動車の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成一二年三月三一日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美

委員　本間忠良

別表

番号	年式及び車種	車台番号	実走行距離数（キロメートル）(A)	表示走行距離数（キロメートル）(B)
一	平成二年式トヨタソアラ	MZ二〇―〇〇一五二〇二	一一一三二七	七二五一七
二	平成四年式トヨタマークII	GX八一―三三五八一四三	一一四八三六	六七三二九
三	平成四年式スバルレガシィワゴン	BF五―〇七四七六七	一二〇二七八	八一八四九
四	平成三年式ダイハツミラ	L二〇〇S―五六二九八二	九〇六八四	五一二三三
五	平成三年式トヨタランドクルーザープラド	LJ七八―〇〇一四五九一	一〇〇四四八	七〇四五二
六	平成四年式ニッサンセレナワゴン	KVC二三―〇一三二三八	一四三五八六	七二五九九
七	平成五年式三菱RVR	N二八W―五〇〇二〇一四	九九四一二	六八四一八
八	平成五年式ホンダアクティバン	HH三―二〇六八九八五	六八八〇〇	五二九三二六
九	昭和六三年式トヨタタウンエースワゴン	CR二一―〇〇五四二六一	一三七四九八	八八五七五
一〇	平成四年式ニッサンバルサー	FN一四―〇六八一一八	七七二〇五	四九二三七
一一	平成二年式ホンダシビック	EF一―一二三一九一九	一〇九四四六	八〇六三一
一二	平成四年式トヨタカローラバン	CE一〇六―〇〇二六〇一二	一一六四一三	七二一九〇
一三	平成四年式トヨタカローラバン	EE一〇七―〇〇一九八三六	一一三六一七	七一一七一

一四	平成四年式スズキアルトワークス	CR二二S―一六一九四三	一〇三三四九	五三九九〇	
一五	平成元年式トヨタマークII	GX八一―二二一八八八	一三六八五三	七八四八二	
一六	平成四年式ニッサンローレル	SC三三T―一五七三九七	九八〇〇〇	六〇四五一	
一七	平成元年式ニッサンプレーリー	M二一―〇〇〇四四七	一二〇〇〇〇	六四〇九八	■
一八	平成三年式スズキエスクード	TDO―W―一一八二八七	一二六二三〇	五六二六八	